

## 多子軽減に伴う多子計算の年齢制限撤廃の考え方

### <従来の考え方>

カウントの対象は、

- ・「同一世帯」の「保護者に係る（＝監護する）子ども」
- ※支給認定保護者との監護関係のみで判断しており、子ども同士が兄弟姉妹である必要はない

年齢の上限は、

- ・幼稚園の場合は、3歳から小学校3学年まで
- ・保育所の場合は、0歳から小学校入学前までに限定

	(例) 幼稚園	(例) 保育所
小4～	長男 対象外	長女 対象外
小1～小3	長女 第1子扱い	長男 対象外
5歳児		次女 第1子扱い (利用料満額)
4歳児	次男 第2子扱い (利用料半額)	
3歳児	次女 第3子扱い (利用料無料)	次男 第2子扱い (利用料半額)
2歳児		
1歳児		三女 第3子扱い (利用料無料)
0歳児		



### <平成28年4月からの考え方>※

[19歳の年度以降]

保護者と生計が同一の子や孫等であれば、年齢に関わらず対象。

保護者が監護していた子どもが成長し、19歳の年度以上になった場合も含む。

(例) 実家を離れ、仕送りを受けながら1人暮らしをしている大学生。両親を亡くし、祖父母に育てられている大学生。同居の浪人生等。

[18歳の年度まで]

保護者が監護し、生計が同一の「子ども」であれば、年齢に関わらず対象。

(例) 実家を離れ、寮で暮らす高校生。両親を亡くした小学6年生の甥や姪。小学3年生の兄や姉等。

(例)	
19歳の年度～	長男 (仕送りを受けて1人暮らしの大学生) 第1子扱い
～18歳の年度	
5歳児	長女 第2子扱い (利用料半額)
4歳児	
3歳児	次男 第3子扱い (利用料無料)
2歳児	
1歳児	
0歳児	

※以下の段階的無償化の考え方の対象となるご家庭に限ります。

### ◆段階的無償化の考え方

#### (1) 二人親世帯の所得割課税額

1号認定	2号認定 (満3歳以上)	3号認定 (満3歳未満)
対象となる家庭 利用者負担額算定の対象となる市町 村民税所得割額が77,101円未満	対象者となる家庭 利用者負担額算定の対象となる市町村民税所得割額が57,700円未満	

#### (2) ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯の所得割課税額

1号認定	2号認定 (満3歳以上)	3号認定 (満3歳未満)
対象者となる家庭 利用者負担額算定の対象となる市町 村民税所得割額が77,101円未満	対象者となる家庭 利用者負担額算定の対象となる市町村民税所得割額が77,101円未満	

※(2)に該当する場合は、多子軽減における年齢上限の撤廃とともに、1人目は半額、2人目以降は0円となります。

多子軽減の年齢の上限撤廃にあたっては、同一生計にある、児童の兄や姉等が対象となります。

別居しているが仕送り等を受けている児童の兄や姉等(例:大学生や専門学校生)がいる場合は、保育幼稚園課へご連絡願います。内容によっては、多子軽減の対象となる場合があります。